

学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー：ASP）

1 学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー：ASP）

四国医療専門学校では、本校の教育理念に基づく各学科で定める「卒業認定・称号付与の方針」（ディプロマ・ポリシー：DP）で示された教育目標の到達度の把握、卒業認定・称号付与の方針、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー：CP）並びに「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー：AP）の三つのポリシーに基づき、機関レベル（学校）、教育課程レベル（学科）及び科目レベル（授業・科目）の3段階で、学修成果の把握・評価を査定する方針を定める。

1) 機関レベル

学生の志望進路（就職率、資格・免許を活かした専門領域への就業率及び進学率等）から、学修成果の達成状況を査定する。

2) 教育課程レベル

学科の所定の教育課程における資格・免許の取得状況及び卒業要件の達成状況（単位取得状況・GPA）から、教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を査定する。

3) 科目レベル

シラバスで提示された授業等科目の学修目標に対する評価及び学生による授業評価等の結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を査定する。

2 授業科目及び教育課程における学修成果の評価方針

本校は、科目レベル及び教育課程レベルの学修成果の評価について、その目的、達成すべき質的水準及び評価の実施方法を、「四国医療専門学校学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて、次のように定める。

1) 目的

- (1) 各学科のディプロマ・ポリシーに定める「学生が身につけるべき能力」に関する学修成果の把握・評価を行う。
- (2) 学修成果を把握・評価することで、学生自らが、学修目標を持ち、PDCAに取り組み、学修到達度を把握し、学生が自らの成長を実感できるようにする。
- (3) 学修成果を把握・評価することで、授業科目担当者及び学科としての教育の改善・向上に取り組み、教育の質を保証する。
- (4) 学修成果の把握・評価に関する情報を公開することにより、社会への説明責任を果たす。

2) 達成すべき質的水準

- (1) 授業科目の成績評価については、本校学則第32条に定められた評価基準によるものとし、授業科目について、達成すべき質的水準を成績評価の「可」（GPの「1」）以上とする。

成績評価	GP
秀（90～100点）	4
優（80～89点）	3
良（70～79点）	2
可（60～69点）	1
不可（59点以下）	0

- (2) 修得単位数については、学年ごとに達成すべき質的水準として、本校学則第36条（履修規程第4条第1項）に定められた単位の認定は、当該学年で履修すべき科目全ての単位を取得していることを原則とする。
- (3) 卒業認定について、達成すべき質的水準として、本校学則第37条（履修規程第4条第2項）に定められた出席時間数が所定の時間数を満たし、在学期間に履修しなければならないすべての科目の単位を取得していることを原則とする。

(4) その他、達成すべき質的水準として、各学科が定めるディプロマ・ポリシーを用いる。

3 評価の実施方法

区分	入学前（入学直後） アドミッション・ポリシー	在学中 カリキュラム・ポリシー	卒業時 ディプロマ・ポリシー
機関 レベル	<ul style="list-style-type: none">・ 入学試験・ 進路決定に関するアンケート	<ul style="list-style-type: none">・ 各科目の成績（GPA）・ 退学率、休学率	<ul style="list-style-type: none">・ 卒業率・ 就職・進学率・ 卒業時アンケート
教育課程 レベル		<ul style="list-style-type: none">・ 各科目の成績（GPA）・ 退学率、休学率・ 授業評価	<ul style="list-style-type: none">・ 卒業率・ 就職・進学率・ 卒業時アンケート
科目 レベル		<ul style="list-style-type: none">・ 各科目の成績（GPA）・ 授業評価	